市川市長

住 所 氏 名 連絡先

> 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

助言・指導書に係る措置内容実施報告書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項の規定に基づく、マンションの管理の適正化を図るための助言又は指導について、下記のとおり、必要な対策を講じましたので報告します。

記

1. 対象となるマンション

所在地

管理者等の住所又は主たる事務所の所在地 管理者等の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 管理組合の形態 管理組合の名称

- 2. 助言又は指導に係る措置の内容
- 3. 実施した対策内容

【注意】

- ・「所在地」の欄には、助言又は指導の対象となる管理者等に係る建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること
- ・複数の管理者等が置かれている場合は、全ての管理者等に係る情報を記載すること
- 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること
- (1) 単棟型(住宅のみ)
- (2) 単棟型(複合用途型)
- (3) 団地型 (建物の区分所有者等に関する法律 (昭和37年法律第69号。以下、「区分所有法」という。)第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
- (4) 団地型 (区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途)
- (5) 団地型(区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ)
- (6) 団地型(区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)
- (7) その他